

# 青森県果報

第二千八百八十八号

平成十五年六月十八日(水曜日)

## 目次

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(健康福祉課)	一
生活保護法による医療機関の指定	(同)	二
生活保護法による指定医療機関の休止の届出	(同)	二
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(同)	二
右	(同)	二
生活保護法による介護機関の指定	(同)	三
右	(同)	三
同	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の名称変更の届出	(同)	四
保安林の指定解除予定	(林政課)	五
保安林の指定解除	(同)	五
公有水面埋立ての免許の出願の要領	(漁港漁場整備課)	五
青森県指定金融機関等の指定の一部改正	(経理課)	六
公 告		
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告	(文化・スポーツ振興課)	六
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	(経営振興課)	七
県有地の売却に係る一般競争入札	(経理課)	七
右	(同)	八

右 同 ..... ( 同 ) : 九  
 右 同 ..... ( 同 ) : 九

## 告 示

青森県告示第四百十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年六月十八日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小堀 安雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
メンタルクリニックさくらだ	弘前市大字和泉二丁目七の二三	平成一五・三・三
畑山医院	弘前市大字石川字春仕内八の一	一五・四・三〇
まつぞのクリニック	三沢市松園町三丁目九の四	" "
城北歯科クリニック	弘前市大字浜の町西二丁目四の一	" "
ちびき病院	上北郡東北町字石坂三二の四	一五・三・三
山口医院	五所川原市字田町一九三の二六	" "

株式会社町田ア ンド町田商会サ 力工薬局北横 樽沢医院 社団法人青森精 神医学研究所附 属浅虫温泉病院 久保田歯科医院	弘前市大字北横町五二の二 南津軽郡藤崎町大字葛野字前田六一の二三 青森市大字浅虫字内野二八 上北郡野辺地町字石神裏六の四七	一五・四・三 一五・三・六 一五・三・三 一四・一・三
--	--	--------------------------------------

青森県告示第四百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年六月十八日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小堀安雄

畑山医院 まつぞのクリニ ック なみおか歯科医 院 おおわに中央歯 科 八戸南薬局 成田あつしクリ ニック みつばち薬局 医療法人幸昭会 樽沢医院 大町歯科医院 ポプラ歯科医院 くぼた歯科医院 蟹田町訪問看護 ステーション	弘前市大字石川字春仕内九七の一 三沢市松園町三丁目九の四 三沢市松園町二丁目二の一〇 南津軽郡大鰐町大字大鰐字大鰐一四七 八戸市大字新井田字横町四七 青森市浪館前田三丁目二の八 青森市浪館前田三丁目二の九 南津軽郡藤崎町大字葛野字前田六一の二三 弘前市大字大町三丁目一〇の四 十和田市西二十二番町二七の一九 上北郡野辺地町字石神裏一四の六三 東津軽郡蟹田町大字蟹田字下蟹田四三の二	平成一五・五・一 " " " 一五・五・二〇 一五・六・一 " " 一五・三・六 一五・四・三 一五・五・一 一四・一・四 一五・五・二四
--	---	---

青森県告示第四百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年六月十八日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小堀安雄

名称	所 在 地	休止年月日
湊谷歯科診療所	青森市大字羽白字沢田一九三の七七	平成一四・二・三

青森県告示第四百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年六月十八日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小堀安雄

名称	所 在 地	施設の種類	廃止年月日
下田クリニック	弘前市大字城東中央四丁目一 の三	介護療養型医療 施設	平成 一五・六・一
ちびき病院	上北郡東北町字石坂三二の四	"	一五・三・三

青森県告示第四百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用



社会福祉法人弘前わかば会	医療法人仁泉会	特定非営利活動法人清純	株式会社介護サポート	〃	医療法人社団良風会ちびき病院	医療法人仁泉会	株式会社ゼンシン	有限会社ひばの里	社会福祉法人七峰会	医療法人厚生会	団良風会ちびき病院
弘前市大字城南五丁目一三の五	三沢市松園町三丁目二の一	三戸郡階上町大字鹿原九字鳥屋部	弘前市大字富田三丁目八の二〇	〃	上北郡東北町字石坂三二の四	三沢市松園町三丁目二の一	東京都新宿区四谷三丁目一全鍼師会会館内	北津軽郡板柳町大字掛落林字前田一四〇の一	弘前市大字下白銀町二一の八	青森市橋本一丁目七の四	石坂三二の四
〃	〃	〃	痴呆対応型介護施設	短期入所療養介護	居宅療養管理指導	〃	〃	〃	通所介護	訪問リハビリテーション	訪問看護
痴呆対応型	グループホームラムベルフ	グループホームザみさわ	グループホームあすか	〃	医療法人社団良風会ちびき病院	医療法人仁泉会デイサービスセンターにこさわ	株式会社ゼンシンやすらぎ	デイサービスひばの里	山郷館デイサービスセンター弘前	医療法人厚生会渡辺病院	団良風会ちびき病院
弘前市大字城南五丁目一三の五	三沢市松園町三丁目二の一	三戸郡階上町大字鹿原九字鳥屋部	南津軽郡平賀町大字居西田一の一	〃	上北郡東北町字石坂三二の四	三沢市松園町三丁目二の一	五所川原市字岩木町一六の六	北津軽郡板柳町大字掛落林字前田一四〇の一	弘前市大字大久保字西田九三の二	青森市橋本一丁目七の四	石坂三二の四
一五・五・二	一五・五・一	一五・五・九	一五・五・一	〃	一五・四・一	一五・五・一	一五・五・六	〃	〃	〃	一五・四・一

株式会社矢野工務店	青森市大字大野字山下一六二の六	共同生活介護施設なる	青森市大字大野字鳴滝七八の五	一五・五・九
青森保健生活協同組合	青森市大字浦町三丁目四の三	短期入所生活介護	青森市安方一丁目一の六	一五・四・一

青森県告示第四百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年六月十八日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小堀安雄

名称	主たる事務所在地	名称	所在地	指月日定
株式会社竹洞有限会社	下北郡東通村大字赤平六字白糠	居宅介護支援事業所あしすと	下北郡東通村大字赤平六字白糠	平成一五・五・一
株式会社コサカ技研	八戸市大字長苗代字上碓田五六の二	ウィンクルサポート	八戸市大字長苗代字上碓田五六の二	〃
医療法人なごみ会	上北郡東北町字上笹橋二三の八	指定居宅支援介護事業所まごころ	上北郡東北町字上笹橋二三の八	一五・四・一

青森県告示第四百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年六月十八日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

変更後	変更前	変更後	変更前	区 分
バンド グループ 株式会社	バンド グループ 株式会社	バンド グループ 株式会社	バンド グループ 株式会社	居宅介護事業者 主たる事 務所の所 在地
〃	〃	弘前市大 字西城北 二丁目六 の三	〃	
〃	〃	〃	〃	居宅介護 事業の種 類
バンド グループ 株式会社	バンド グループ 株式会社	バンド グループ 株式会社	バンド グループ 株式会社	居宅介護事業者所 所在地
〃	〃	黒石市追 子野木一 丁目一九 〇の二	〃	
〃	〃	〃	〃	変更 年月日
〃	〃	〃	〃	平成 一五・四・二

青森県告示第四百二十七号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年六月十八日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 解除予定保安林の所在場所

下北郡東通村大字砂子又字沢内五の七二から五の七六まで、五の七八

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため

青森県告示第四百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年六月十八日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 保安林の所在場所

青森市大字駒込字深沢一四の一・大字横内字八重菊六一の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 保安林解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第四百二十九号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十五年五月二十八日公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、佐井村役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年六月十八日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

下北郡佐井村大字佐井字糠森二〇

佐井村

2 代表者の住所及び氏名

下北郡佐井村大字佐井字糠森二〇

佐井村長 太田 健一

二 埋立区域

1 位置

下北郡佐井村大字長後字沼ノ平七九の一に隣接する国有林の地先公有水面

2 区域

次の 地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点とを結ぶ春分・秋分の日の満潮位(D・L・プラス〇・九〇一メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 下北郡佐井村大字長後字福浦地内に設置された「国家三角点三等八柄

間〔北緯四一度一九分二二・四九五六秒、東経一四〇度四八分二四・

二〇二八秒〕から三四九度四〇分五七秒九五四・八〇メートルの地点

の地点 の地点から二六九度二三分四四秒一六・五九メートルの地点

の地点 の地点から二三五度五分八秒一五・七二メートルの地点

の地点 の地点から二二四度四〇分三〇秒一四・〇九メートルの地点

の地点 の地点から二三一度六分二三秒一一・一四メートルの地点

の地点 の地点から一四一度五四分二五秒八四・五二メートルの地点

の地点 の地点から八一度五四分二八秒九・〇〇メートルの地点

の地点 の地点から三五一度五四分二四秒六〇・〇〇メートルの地点

3 面積

二、九二六・七〇平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

下北郡佐井村大字長後字沼ノ平七九の一に隣接する国有林の地先公有水面

2 区域

次の 地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点とを結ぶ春分・秋分の日の満潮位(D・L・プラス〇・九〇一メートル)にお

ける公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 下北郡佐井村大字長後字福浦地内に設置された「国家三角点三等八柄

間〔北緯四一度一九分二二・四九五六秒、東経一四〇度四八分二四・

二〇二八秒〕から三五〇度一六分四八秒九五三・一五メートルの地点

の地点 の地点から二六九度二三分四七秒二六・六七メートルの地点

の地点 の地点から二三五度五分八秒一五・七二メートルの地点

の地点 の地点から二二四度四〇分三〇秒一四・〇九メートルの地点

の地点 の地点から二三一度六分二七秒二二・一四メートルの地点

の地点 の地点から一四一度五四分二五秒九〇・一五メートルの地点

の地点 の地点から八一度五四分二八秒二四・七七メートルの地点

の地点 の地点から三五一度五四分二四秒七〇・〇〇メートルの地点

3 面積

四、九三五・八五平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第四百三十号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正し、平成十五年六月二十日から施行する。

平成十五年六月十八日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

第二号の表中

「倉内地区酪農農業協同組合」上北郡六ヶ所村大字倉内「」を削る。

# 公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年六月十八日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 申請のあつた年月日

平成十五年六月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森県消費者協会

三 代表者の氏名

中村 年春

四 主たる事務所の所在地

青森市中央三丁目二〇の三〇

五 定款に記載された目的

この法人は、諸種の消費者問題について、消費者団体、消費者行政機関、研究機関、企業その他の団体ならびに消費者、消費者問題の専門家、研究者、弁護士などと連携、相互交流を図りながら、消費者被害の実態調査、研究、啓発、情報提供、救済活動およびその支援や消費者問題関連の情報公開活動ならびに消費者の権利の確立に向けた活動を行い、消費者被害の救済と防止を実現し、もって消費者の人権擁護、福祉の増進および社会教育の推進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年六月十八日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ弘前大町店

弘前市大字取上一丁目一の外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社横浜フアーマシー

北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四

代表取締役 松山稔

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十五年六月十八日から同年七月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十五年六月十八日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地の売却

所在地	地目	地積
青森市大字大野字山下一四六の五	宅地	七八一・一四平方メートル

二 予定価格

五千四百五十万円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

青森市大字大野字山下一四六の五

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一  
青森県出納局経理課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所  
青森市長島一丁目の一  
青森県庁一階出納局経理課入札室

2 日時

平成十五年七月二十三日 午後一時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十五年七月十六日午前十時から、青森市大字大野字山下一四六の五において現場説明を行う。

~~~~~  
県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十

二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十五年六月十八日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地の売却

| 所在地           | 地目 | 地積            |
|---------------|----|---------------|
| 青森市大字石江字江渡三の八 | 宅地 | 一三六〇・二九平方メートル |

二 予定価格

五千百七十万円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

青森市大字石江字江渡三の八

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一  
青森県出納局経理課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所  
青森市長島一丁目の一  
青森県庁一階出納局経理課入札室

2 日時

平成十五年七月二十三日 午後二時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

九 落札決定の日から七日以内  
代金の納入期限

十 契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。  
その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十五年七月十六日午後一時から、青森市大字石江字江渡三の八において現場説明を行う。

~~~~~  
県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十五年六月十八日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地の売却

所在地	地目	地積
青森市大字新城字平岡二五〇の四	宅地	七六〇二・七〇平方メートル

二 予定価格

一億六千万円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

青森市大字新城字平岡二五〇の四

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県出納局経理課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁一階出納局経理課入札室

2 日時

平成十五年七月二十三日 午後三時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十五年七月十六日午後三時から、青森市大字新城字平岡二五〇の四において現場説明を行う。

~~~~~  
県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十五年六月十八日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地の売却

|            |    |              |
|------------|----|--------------|
| 所在地        | 地目 | 地積           |
| むつ市金曲二丁目六一 | 宅地 | 一七七・〇五平方メートル |

二 予定価格  
二百八万円

三 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所  
むつ市金曲二丁目六一

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所  
青森市長島一丁目の一  
青森県出納局経理課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所  
むつ市中央一丁目一の一  
青森県むつ合同庁舎 新館三階中会議室

2 日時  
平成十五年七月二十四日 午後一時

七 入札保証金及び契約保証金の額  
契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期  
落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限  
契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十五年七月十四日午後一時から、むつ市金曲二丁目六一において現場説明を行う。

|                                |                                      |
|--------------------------------|--------------------------------------|
| 発行所・発行人<br>青森市長島一丁目一番一号<br>青森県 | 印刷所・販売人<br>青森市古川二丁目一七番五号<br>東奥印刷株式会社 |
|--------------------------------|--------------------------------------|

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭